

岡崎市会計年度任用職員採用選考募集案内

令和 7 年度に採用するパートタイム会計年度任用職員（市民相談専門員）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員 職種：市民相談専門員
職務内容	市民から寄せられる日常生活におけるさまざまな困りごとの相談に対し、電話及び面接により、市役所で行う専門家による相談はじめ庁内関係部署や外部機関等の適切な相談先の案内や連携、相談内容の整理のサポートを行う。
募集人数	ショートパート A（週 2 日） 1 人
応募要件	次の条件をすべて満たしている人 ・ 臨床心理士・公認心理師・認定心理士・心理カウンセラーなど心理に関する資格を有する者又は社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者 ・ 行政機関等での相談業務に 2 年以上従事経験がある者 ・ パソコン（Word、Excel）の操作ができる人

※ 地方公務員法第 16 条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人で、任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて 1 日当たり 7 時間 45 分以上又は週当たり 38 時間 45 分以上の人は、応募できません。

2 任期

採用日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

（任用の日から原則 1 月の間は条件付採用期間となります。）

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所等

岡崎市役所 市民安全部防犯交通安全課

※ 異動があった場合は、任期途中で勤務場所が変更となる可能性があります。

※ 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

4 勤務時間等

(1) 始業、終業の時刻

交代制等勤務として、次の勤務時間の組み合わせによります。

- ・ 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 15 分
- ・ 午前 9 時 00 分 ～ 午後 4 時 45 分
- ・ 午前 9 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分

(2) 休憩時間

60 分 ※相談業務を優先する。

所定の休憩開始時間を過ぎてしまった場合は相談終了後 60 分
取得することとする

(3) 週休日

毎週日曜日及び土曜日、月曜日から金曜日までの間で所属長が指定する
3 日、並びに祝日法による休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1
月 3 日まで）

(4) 所定時間外勤務 有

※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に
著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

5 給与等

(1) 給与

ア 報酬（令和 7 年 8 月 1 日時点）

時間額 1,602 円

※ 継続経験期間等に応じて、報酬額が増額調整される場合があります。

イ 期末手当

無

ウ 勤勉手当

無

(2) 費用弁償

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償

を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

6 加入保険等

(1) 雇用保険

加入なし

(2) 健康保険（共済組合）及び厚生年金

加入なし

(3) 災害補償

岡崎市非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償の適用あり

7 応募方法

次の書類を作成し、令和7年8月29日（金）までに、事前に下記問合せ先まで御連絡の上、防犯交通安全課市民相談係へ提出してください。

(1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書

(2) 岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙

(3) 応募要件に定める資格等を証する書類の写し

※ 提出書類は一切お返しできません。

8 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

面接及び提出いただいた書類により選考します。面接については、次のとおりです。

日時：随時

場所：岡崎市役所

(2) 選考結果

選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

9 問合せ先

444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部防犯交通安全課市民相談係（東庁舎2階）

担当：棚岡

電話：(0564) 23-6493（直通）

F A X：(0564) 23-6626

※ 地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用があります。

※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。